

# 令和8年度吹田市中小企業WEBデザイン活用事業補助金 対象者募集要項

## 1 概要

市内中小企業者の販路開拓等の支援を目的として、ホームページや自社PR動画、SNS又はWEB広告に掲載する動画や静止画（以下「コンテンツ」という。）の作成を行った中小企業者に対する作成経費を補助します。

## 2 補助対象者

- (1) 市内に主たる事業所を有する中小企業者（中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる会社及び個人）であること。ただし、次のいずれかに該当する中小企業者は除く。
  - ア 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外のものであって、事業を営むものをいう。以下同じ。）が所有していること。
  - イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有していること。
  - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めていること。
- (2) 市町村民税の滞納（不申告を含む。）をしていないこと。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業又は接客業務受託営業に該当する事業を営んでいないこと。

## 3 補助対象事業

市に登録されているホームページ等の作成を受託することができる事業者（以下「登録作成事業者」という。）に、アからウのいずれかを委託する事業

ア 次の要件を満たすホームページの新規作成又は改修

(ア) スマートフォン対応をしていること。

(イ) 常時SSL/TLS化を行っていること。

イ 自社の概要や製品のPR動画の作成

※補助対象となる動画は、音声を有するものとし、スライドショーやスライドショーと同等程度のフォトムービーは除く。

ウ SNSやWEB広告に掲載するコンテンツの作成

※動画の場合は、完了報告時にURLなどの動画の閲覧ができるものが提出できること。

## 4 補助対象経費

登録作成事業者に委託して行うホームページの作成（改修含む。）、PR動画の作成、SNS又はWEB広告に掲載するコンテンツの作成に要する経費

※サーバーの管理費等の経常経費、広告掲載費用、SNS運用費用等は補助対象となりません。

## 5 補助金の額等

| 補助対象事業                        | 補助上限額<br>及び補助率           | 補助金交付回数  |
|-------------------------------|--------------------------|--|
| ホームページの<br>新規作成又は改修           | 上限 20 万円<br>(補助率 2 分の 1) | 1 事業者につき、いずれか 1 回限り<br>※令和 7 年度以前に吹田市中小企業ホームページ<br>等作成事業補助金の交付を受けた場合は、補助<br>対象となりません。ただし、令和 2 年度以前に<br>おけるホームページ新規作成事業への補助は回<br>数に含みません。 |
| 自社の概要や製品の<br>PR 動画の作成         | 上限 15 万円<br>(補助率 2 分の 1) | 1 事業者につき、いずれか 1 回限り<br>※令和 7 年度以前における PR 動画作成事業への<br>補助は回数に含みません。  |
| SNS や WEB 広告に掲載する<br>コンテンツの作成 |                          |  |

## 6 申請方法

### (1) 提出書類

- ア 交付申請書【様式第 1 号】
- イ 企業概要書【様式第 2 号】
- ウ 事業計画書【様式第 3 号】
- エ 実施計画書【様式第 4 号】

※登録作成事業者に作成を依頼してください。

- オ 法人の場合、履歴事項全部証明書の写し
- カ 個人の場合、直近の確定申告書及び個人事業の開業届出書の写し
- キ 直近の市町村民税の納税又は非課税を証する書類の写し

※市町村民税（各市町村発行）に関する書類です。

国税（各税務署発行）の納税証明書ではありませんので御注意ください。

- ク 登録作成事業者への作成委託費用がわかる見積書の写し

※ア～エは吹田市のホームページから様式をダウンロードして使用ください。

### (2) 提出方法

(1)の書類を E メール又は電子申込システムで提出してください。

※セキュリティの都合で E メールが受け取れない場合がありますので、

E メールで提出する場合は、提出後に電話にて御連絡ください。

※個人番号など第三者に取得制限がある情報や機微情報等の記載がある場合は、  
該当箇所をマスキングの上、御提出ください。

### (3) 受付期間

令和 8 年 5 月 21 日 (木) ~ 12 月 11 日 (金)



電子申込システム

## 7 注意事項

### (1) 委託先（発注先）事業者について

本補助金の対象となるのは、登録作成事業者に委託したものに限ります。  
登録作成事業者は、吹田市のホームページ上で確認することができます。

### (2) 事業開始時期について

補助金の交付申請手続き後、本市から交付決定通知書を発行します。

登録作成事業者への発注は、当該交付決定通知書の発行日以降に行う必要があります。

※交付決定通知書の発行日以前に発注を行った場合は、補助対象となりませんので、御注意  
ください。

### (3) 事業完了時期について

令和9年2月26日（金）までに公開し、登録作成事業者に対する費用の支払を全て完了の上、市に完了報告をする必要があります。

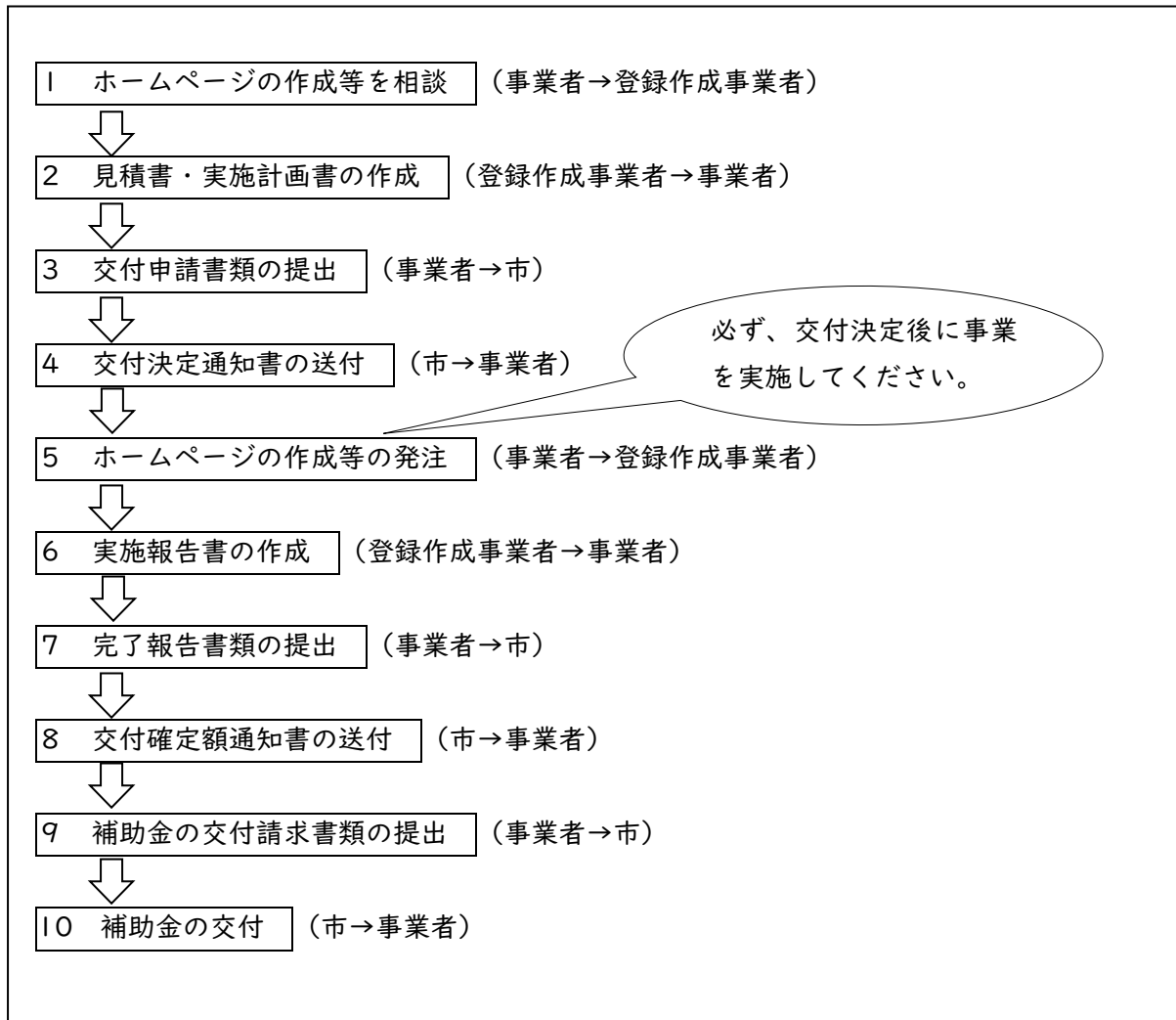
ただし、SNS や WEB 広告に掲載するコンテンツの作成については、令和9年2月26日（金）時点で未公開であっても、成果物（動画の場合は、URL などの動画の閲覧ができるもの）の提出及び公開予定時期（事業完了日から1年以内）を市に報告することで、事業が完了したものとみなします。（完了報告時の参考様式を吹田市のホームページに掲載していますので、必要に応じて御活用ください。）

※令和9年2月26日（金）までに事業が完了していない場合は、補助対象となりませんので、御注意ください。

### (4) 国、大阪府等から補助金を受ける場合について

国等から補助金を受けている事業及び受ける見込みのある事業は、補助対象となりません。

## 8 補助金交付手続きの流れ



## 9 申込み・問合せ先

吹田市都市魅力部地域経済振興室 企業振興担当

〒564-8550 吹田市泉町1-3-40

電話番号 06-6170-7217

メールアドレス sanro\_s@city.suita.osaka.jp